

(規 129～132)

入場券、発売

営 業 規 則

第8章 入 場 券

(入場券の発売)

第 129 条 次の各号に掲げる者が、乗車以外の目的で入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。この場合、入場者の年齢別の区分については、規則第 48 条第 1 項の規定を準用します。

- (1) 大人
- (2) 小児（大人及び小児が 2 人を超える幼児を随伴するときは、その超える幼児については、小児とみなします。）

(入場券の料金)

第 130 条 入場券の料金は、次に掲げるとおりとします。

大人 150 円

小児 70 円

記念入場券等の料金は、その都度設定します。

(入場券の効力)

第 131 条 入場券は、発売駅で発売当日中に、1 人 1 回に限って使用することができます。

2 入場券所持者は、列車に立ち入ることができません。

(入場券が無効となる場合)

第 132 条 入場券は、次の各号に該当する場合は、無効として回収します。

- (1) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (2) 発売駅以外の駅で使用したとき。
- (3) 大人が小児用の入場券を使用したとき。
- (4) その他入場券を不正の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用します。

(規 133～136)

入場券、様式

営 業 規 則

(入場券の様式)

第 133 条 入場券の様式は、様式第 9 号のとおりとします。

2 前項による場合の外、その都度設定します。

(入場券の改札及び引き渡し)

第 134 条 入場券は、入場の際に、係員に呈示して改札を受け、かつ、入鋏を受けるものとします。

2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引渡すものとします。その効力を失った場合もまた同じです。

(無札入場者)

第 135 条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合又は第 132 条第 1 項の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第 130 条の規定による入場料金を収受します。

(入場券の払い戻し)

第 136 条 規則第 6 条の規定により入場券の使用を制限し、又は停止した場合は入場料金の払い戻しを請求することができます。

2 前項による場合の外、入場料金の払い戻しはしません。